## 〇議案第42号 守口市国際交流センター条例を廃止する条例案について

## □□□審議経過□□□□

## =市民環境委員会委員長報告=

御報告申し上げます。

守口市国際交流センターは、市民の国際意識の高揚及び国際交流の促進を図るため平成6年に開館したが、この間の社会経済情勢の変化などを踏まえ、本市における委託事業のあり方を再検討したところ、今後の本市国際交流事業は市で実施することから、管理運営に携ってきた公益財団法人守口市国際交流協会の解散に合わせ、同センターを廃止しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、国際交流事業は、今後、市が実施するため、市民ニーズを的確に把握するとともに、インバウンド事業などにも着目し、また財団が長年培ってきた経験も踏まえ、引き続き国際交流事業の充実に鋭意努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。